

平成 2 9 年度
第 2 回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

平成 2 9 年 9 月 1 1 日開会

高松市農業委員会

平成29年度第2回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成29年9月11日（月）午後2時30分開会

開催場所 高松市役所第114会議室

出席委員 22人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者2）
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 2人

- 4番 佃 俊子
- 22番 橋田 行子

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農政課 長 川西 好春
- 農政課 長 補佐 西谷 茂浩
- 農地係 長 多田 利浩
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 副 主 幹 中野 清作

副 主 幹 横井 和久
主 任 技 師 稲積 直子
嘱 託 職 員 田所 清美

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第7号 非農地証明願について
- 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第10号 高松市農業委員会総会会議規則の一部改正等について
- 議案第11号 高松市農業委員会農地特別部会設置要綱の一部改正について
- 報 告 1 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について
- 報 告 2 農業者年金の加入推進について

議 長(会長) ただ今から平成29年度第2回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

現在の出席委員は24人中21人で、総会は成立します。

なお、佃俊子委員、橋田委員の2名から欠席の連絡を受けています。

また、神内委員から少し遅れるとの連絡を受けています。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は6番太田委員、8番横井委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権3番のとおりです。

2番は、一筆は第三者が転用し、もう一筆は、別の農家へ譲り渡すため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権6番、譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権2番のとおりです。

3番・4番は、第三者が転用するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権7番のとおりです。

5番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

6番は、賃借人が自ら全部耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権5番に関連しています。

7番は、第三者が転用するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権19番のとおりです。

8番から10番までは、賃借人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸

借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

議案書 2 ページをお開きください。

11番は、貸借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

12番は、賃借人の健康上の理由により農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

13番は、賃借人が近日中に転用する予定のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書 3 ページをお開きください。

1 番は、貸人が近日中に転用する予定のため返還を受けたものです。

2 番も、貸人が近日中に転用する予定のため返還を受けたものです。

3 番は、貸人の別の農地と併せて香川県農地機構を介した貸借へ切り替えるため返還を受けたものです。

4 番から 9 番まで、議案書 4 ページの10番から15番まで、5 ページの16番から21番まで、6 ページの22番、23番は、借人が健康上の理由で経営を縮小するため返還したものです。返還後の農地については、全て別の農家へ貸付け予定です。

24番は、道路用地として一部収用されるため返還を受けたものです。

25番は、借人が健康上の理由のため返還したものです。

26番は、第三者が一時転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請使用貸借 6 番のとおりです。

27番は、一部を第三者が転用し、残りは自ら耕作するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権17番のとおりです。

28番は、第三者が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権17番のとおりです。

29番は、貸人が近日中に転用する予定のため返還を受けたものです。

議案書 7 ページをお開きください。

30番は、一部を貸人の孫が転用し、残りを自ら耕作するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権20番のとおりです。

31番・32番は、借人が健康上の理由で返還したものです。

以上、議案第 1 号 ア 農地法第18条第 6 項の規定による通知について13件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について32件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 1 号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、2階建2棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、平屋建1棟の貸保育所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、平屋建1棟の店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請者はカフェ併設ギャラリーを自宅横で開業予定であり、主要地方道中徳・三谷・高松線及び県道太田上町・志度線に近いことため集客も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成29年7月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が875.32平方メートルあります。併せて無断転用の解

消を図るものです。

6番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地が手狭になったため作業スペースの確保と自宅への進入路として利用するため宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和48年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が618.30平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借3番に関連しています。

7番は、自宅への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が479.06平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権8番に関連しています。

8番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成28年10月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書9ページをお開きください。

10番は、敷地拡張・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成17年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が202.00平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、共同住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、共同住宅利用者の自動車数が増

加し駐車場が不足していることから、宅地を拡張し駐車場を確保するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が656.60平方メートルあります。

12番は、2階建2棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線に近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設が整い、周辺は共同住宅、分譲住宅により宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和52年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が349.29平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を増築するために宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年6月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が667.26平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋を建築するために宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地の一部は昭和50年ごろに建築済みですが、転用の確実性が認められ隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が559.77平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番は、2階建2棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・綾川線に近く交通の利便性が良く、宅地化が進んだ住環境の良い地域内

にあり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、2階建1棟の歯科医院用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が647.48平方メートル有ります。

18番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積1.64平方メートルを300枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有農地は相続で取得した申請地のみで、農業経験もなく管理ができず不耕作地になり、周辺農地等への被害を軽減しようとするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成29年6月8日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番も、発電出力35.4キロワット、パネル1枚の面積1.60平方メートルを192枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅と既設の太陽光発電設備に隣接し、設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成29年2月28日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について19件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

1番は、平成28年7月29日付けで露天資材置場用地として許可を受けていましたが、効率良く資材を配置する必要から利用していない用悪水路を用途廃止し、区域内に取り込むこととなり、工事完了日を平成30年8月31日まで延長するため事業計画変更申請するものです。

2番は、平成25年6月26日付けで露天駐車場用地として許可を受けていましたが、業務拡大に伴い事務所が手狭となり新たな事務所兼倉庫を建築するため事業計画変更申請するものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号については承認することに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して兔子尾委員より説明をお願いします。

兔子尾委員 現地調査委員の兔子尾です。

今回の特別現地調査委員は、佃 俊子委員、太田委員、横井委員と、私の4名で現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権のうち、1番から3番までと、5番及び7番から9番までは、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、現地調査委員を代表して横井委員及び太田委員から報告をお願いします。

横井委員 現地調査委員の横井です。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

それでは、別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市多肥出張所西400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・岩崎線に近く交通の利便性が良く、平成27年に転用者の同族会社が開発した住宅団地の南側に接続するもので事業効率が良く、200メートルほど西側一体は都市計画用途地域で、周辺は宅地化が進み教育・商業施設が整い住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用公衆用道路等が189.77平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立仏生山小学校西500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・香川線及び三谷・香川線に近く交通の利便性が良く、平成27年に転用者が開発した25区画ほどの分譲住宅が間もなく完売する予定で、その住宅団地の西隣に位置するもので購入需要が高く、周辺は宅地化が進み、教育・商業施設が整い住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用公衆用道路等が235.85平方メートルあります。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立仏生山小学校西400メートルに在り、新規に不動産業を営む転用者が分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三谷・香川線に近く交通の利便性が良く、平成27年に転用者の同族会社が開発し、完売間もない住宅団地の東隣に位置し購入需要が高く、周辺は宅地化が進み、教育・商業施設が整い住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ております。併用農道・水路等が17.66平方メートルあります。農地法第18条第6項の規定による通知3番、4番に関連しています。

現地調査の結果、排水計画については、被害防除措置の面から、1箇所から2箇所の水系に分散が可能かどうか地元水利組合と調整を図るよう指導しています。それ以外は特に問題は有りませんでした。

2ページを御覧ください。

4番の申請地は、高松市立古高松小学校南西300メートルに在り、分譲住宅用地として

転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道塩江・屋島西線に近く交通の利便性が良く、北側200メートル一体は都市計画用途地域で、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用農道・水路等が16平方メートル有ります。

(神内委員入室)

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松市立三溪小学校北西600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に300メートルほどと近く交通の利便性が良く、平成24年に転用者が開発した大規模住宅団地に接し、北側1キロメートル一体はサンメッセ香川を中心とする都市計画用途地域で商業施設が整い、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用悪水路等が200.87平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松市立大野小学校東250メートルに在り、コンビニエンス・ストア一の店舗・駐車場の敷地造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、国道193号線及び県道岡本・香川線の交差点に位置し集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、店舗を建築する法人との契約書も添付され転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が、173.92平方メートルあります。

また、後ほど説明します5条特別議案賃借権2番と関連し、総合計面積は2,558.24平方メートルです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、7番からは太田委員が説明します。

太田委員 現地調査委員の太田です。7番からは私が説明します。

7番の申請地は、高松市立円座小学校西600メートルに在り、新規に不動産業を営む転

用者が分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道32号線に近く交通の利便性が良く、都市計画用途地域に500メートルと近く、周辺は商業施設が整い分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用悪水路等が34平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知27番、28番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校西750メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道綾川・国分寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進み教育・商業施設が整い住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意については、4名のうち、1名が過去の分筆時に確定している境界にもかかわらず、今回の境界立会において納得が得られず同意されていませんが、工事施工の際は同人が主張する位置に擁壁を設置するなど、問題が生じた場合は転用者において解決する旨の確約書が提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用悪水路等が288.01平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

9番 申請地は、高松市立川島小学校南西700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道西植田・高松線に近く交通の利便性が良く、北側は転用者が開発した住宅団地に接続し区域内道路が利用でき、周辺は宅地化が進み教育・商業施設が整い住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用農道・水路等が63.35平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5ページを御覧ください。賃借権について説明します。

1番の申請地は、高松市立龍雲中学校東450メートルに在り、露天駐車場・車両置場用地として平成31年3月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、隣接地は転用者が本年8月にモデルハウス・分譲住宅用地として転用許可を得ており、その来場者用の駐車場及び工事車両置場として利用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、一時転用後の農地復元の確実性も認められ、隣接地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用農道・水路が187.49平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、先ほど説明しました特別議案所有権6番と関連しており、地権者の希望により賃借権を設定し、総面積2,558.24平方メートルの店舗・駐車場の敷地造成用地として一体的に転用申請するものです。

所有権6番と同様、立地基準、一般基準ともに適切であると考えます。併用宅地等が、173.92平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権9件、賃借権2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権9件、賃借権2件については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたします。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書11ページを御覧ください。

1番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が233.38平方メートルあります。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

4番の転用者は、不動産業を営んでおり宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書12ページを御覧ください。

8番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が479.06平方メートルあります。農地法第4条第1項の規定による許可申請7番に関連しています。

10番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、現在の自治会集会所の駐車場が狭く、自治会員の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成17年ごろ一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が330.60平方メートルあります。併せて、無断転用の解消を図るものです。

13番の転用者は、不動産業を営んでおり、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、電車の駅が近く、周辺は教育施設も整い共同住宅や分譲住宅により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が147.99平方メートルあります。

議案書14ページを御覧ください。

18番の転用者は、宅地建物取引業を営んでおり分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺には学校やコミュニティセンターが在り、共同住宅や分譲住宅により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が1,044平方メートル有ります。

19番の転用者は、土木工事業を営んでおり、業務量の増大に伴い事務所が手狭となったため事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条6項

の規定による通知7番に関連しています。

20番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は学校やコミュニティセンター等の公共施設も整い宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借返還通知30番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

16ページを御覧ください。

3番は、ため池水上での太陽光発電施設設置工事に伴い太陽光パネルの組立ての作業場用地として、平成29年9月25日から平成30年3月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、太陽光パネルの組立て作業場であり作業効率上、他の土地に代えて転用することがないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、ため池水上での太陽光発電施設設置工事に伴い太陽光パネルの組立ての作業場用地として、平成29年9月25日から平成30年3月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、太陽光パネルの組立て作業場であり作業効率上、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が11平方メートルあります。

5番は、高松市が発注する下水道工事受注に伴い仮設事務所、資材置場用地として、平成29年9月25日から平成30年1月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、香川用水二期農業水利事業工事受注に伴い工事用進入路・資材置場用地として、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、隣

接する工事現場の進入路・資材置場用地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、工事完了後の農地復元が確実に認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

17ページを御覧ください。

1番は、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農作業の手伝いがし易く子供の面倒を見てもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請6番に関連しています。

4番は、共同住宅を新築するに当たり、敷地が狭く駐車場を確保できないことから、建築予定地に隣接した父所有の農地を借り受けて共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、共同住宅建築地横で、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が277.75平方メートルあります。

5番は、弟所有の農地を借り受けて、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考え

えます。

一般基準については、平成7年2月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、隣接する土地において共同住宅を建築するため工事車両及び資材置場用地として、平成29年10月1日から平成29年12月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、共同住宅新築工事現場に隣接し、工事期間中の工事車両及び資材の置場として作業効率の良い場所であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、工事完了後の農地復元が確実に認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知26番に関連しています。

7番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張用地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年12月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が384.88平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、父所有の農地を借り受けて農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し親の面倒が見易く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。2世帯住宅敷地であり併用宅地が1,198.34平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が57.46平方メートルあります。

10番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農作業の手伝いがし易く子供の面倒を見てもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

12番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農作業の手伝いがし易く子供の面倒を見てもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

18ページを御覧ください。

13番は、子所有の農地を借り受けて貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高齢化及び営農継続ができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が194.16平方メートルあります。

14番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農作業の手伝いがし易く子供の面倒を見てもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

15番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農作業の手伝いがし易く子供の面倒を見てもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権13件、賃借権4件、使用貸借15件、計32件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよ

うでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書19ページをお開きください。

1番は、後継者である子へ部分贈与するもので、取得後は引き続き野菜・果樹を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は所有農地と一体利用して水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

3番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、後継者である子へ部分贈与するもので、取得後は引き続き野菜を栽培するものです。

5番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

議案書20ページをお開きください。

6番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

7番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は所有農地と一体利用して水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書21ページをお開きください。

1番は、経営移譲年金受給のため、農業後継者へ10年間の使用貸借による権利の再設

定を行うもので、引き続き水稻を作付けするものです。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転7件、使用貸借1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。

次に、議案第7号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第7号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書22ページをお開きください。

1番は、昭和63年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第7号 非農地証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたします。

次に、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書23ページをお開きください。

1番・2番について現地調査した結果、いずれも農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。なお、申告期限の関係から1番については会長専決により9月1日付けで証明書を交付しています。

以上、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、専決処分について承認すること及び証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、承認及び証明することに決定いたします。

次に、議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

平成29年9月7日付けで高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

農用区域からの除外内容につきまして、資料の1ページからの総括表、番号1から御覧ください。

第一地区の案件から順に対象地番及び除外後の用途がそれぞれ記載されております。

最終ページに用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が47件、合計面積が74,642.46平方メートルございます。

以上、議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見につきまして、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号については、異議無い旨決定し、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号については異議無い旨決定し、回答することにいたします。

次に、議案第10号 高松市農業委員会総会会議規則の一部改正等についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 議案第10号 高松市農業委員会総会会議規則の一部改正等について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

高松市農業委員会総会会議規則の一部改正及び高松市農業委員会部会会議規則の廃止の概要第1にあるように、改正及び廃止理由は、平成28年4月1日に施行された改正農業委員会等に関する法律に基づき、平成29年7月20日付けで高松市長による新たな農業委員の任命及び農業委員会による農地利用最適化推進委員の委嘱が行われ、同法に基づき本市農業委員会の議事運営が従来の農地部会及び農政部会を基本とする部会制度によるものから、総会のみでの運営となったため、高松市農業委員会総会会議規則の一部を改正し、高松市農業委員会部会会議規則を廃止するものです。

第2の改正内容を御覧ください。

高松市農業委員会総会会議規則の1(総会の種別)の第2条第1号の通常総会第2号の臨時総会第3号の定例総会の種別を定めるものです。

2の(召集)の第3条ですが、通常総会又は臨時総会を招集しようとするときは、総会の日時、場所及び付議すべき事件を農業委員に通知するとともに高松市公告式規則の例により公示しなければならないとするものです。従来と同じでございます。同条第3項の定例総会については、臨時総会の場合で、定例総会において付議される事項と同様の事項のみを付議する場合を含むとするもので、また、総会の日時、場所及び付議すべき事項を定め、委員に通知しなければならないとするものです。

3(農地利用最適化推進委員の出席及び報告)の第17条農地利用最適化推進委員の活動及び所掌事項については、総会はいつでも出席を要請し報告を求めることができるものとするものです。

4(推進委員の意見)の第18条推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について総会に出席して意見を述べるができるものとするものです。

5のその他、必要な字句訂正を行い、6の施行期日については、議決の日から施行するものとするものです。また、第3の廃止において、高松市農業委員会部会会議規則を1の施行期日は議決の日から施行するものとするものです。

以上、議案第10号 高松市農業委員会総会会議規則の一部改正及び高松市農業委員会部会会議規則の廃止につきまして、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言がないようでありますので私から質問いたします。

議 長 臨時総会が定例総会に代わるということでしょうか。

川西事務局長 代わることはありません。皆様に定例総会の年間スケジュールをお渡ししているかと思いますが、定例総会終了後、早急に審議及び決定をいただかなければならない事案が発生した場合、翌月の定例総会まで待てないという案件について臨時総会の開催規定により緊急的に対応できるということなのです。

議 長 分かりました。他に御質問、御意見は有りませんか。

議 長 御発言が無いようでありますので、議案第10号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号については承認することに決定いたします。

次に、議案第11号 高松市農業委員会農地特別部会設置要綱の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 資料3を御覧ください。

高松市農業委員会農地特別部会設置要綱の一部改正について御説明申しあげます。

高松市農業委員会農地特別部会設置要綱の一部改正の概要の第1の改正理由に記載しておりますように、農業委員会等に関する法律に基づき、平成29年7月20日付けで高松市長による新たな農業委員の任命及び農業委員会による農地最適化推進委員の委嘱が行われ、農地法第4条及び第5条の規定による一般社団法人香川県農業会議への意見聴取対象案件との調整を図る必要があります、高松市農業委員会農地特別部会設置要綱の一部改正を行うものです。

第2は改正内容について記載しております。高松市農業委員会農地特別部会設置要綱1(構成)の第2条では、合計3名で構成する。

2(業務)の第3条だい第1号の農地転用申請のうち、同一目的での農地転用面積が2,000平方メートル以上及び第1種農地の事業関係(面積の制限なし。)の案件とする。第2号の競売買受適格証明願のうち、同一目的での農地転用面積が、2,000平方メートル以上の案件及び第1種農地の事業関係(面積の制限無し。)の案件とする。

3(部会の召集)の第4条の農地特別部会は、会長職務代理者が召集する。

第3の施行期日につきましては、来月からの実施予定とするものです。

以上、議案第11号 高松市農業委員会農地特別部会設置要綱の一部改正につきまして、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号については承認することについて御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号については承認することに決定いたします。

次に、報告1として、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料4を御覧ください。

平成29年8月5日から同年9月6日分までであります。

まず、許可件数ですが、7月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が18件、8月議決分といたしまして4条が15件、5条が24件、合計で4条が15件、5条が42件です。

許可保留件数につきましては、7月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、8月議決分といたしまして4条が1件、5条が7件、合計で4条が1件、5条が17件です。

取下につきましては、ございませんでした。

次に、許可保留について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

4条関係で、8月議決分の2番が開発許可未了により許可保留となっております。

2 ページを御覧ください。

5条関係で、6月議決分の18番が開発許可及び直近事業造成工事未了により、20番が開発許可及び道路工事承認未了により許可保留となっております。7月議決分の1番が開発許可未了により、4番が直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

3 ページを御覧ください。

同じく5条関係で7月議決分の18番が直近事業造成工事未了により許可保留となっております。25番・30番・31番・34番が開発許可未了により、また、賃借権5番が開発許可及び道路工事承認未了により許可保留となっております。

4 ページを御覧ください。

同じく5条関係で8月議決分の2番・3番が道路工事承認未了により、また、7番・17番・18番が開発許可未了により、番号を戻っていただき、8番が直近事業造成工事未了により、10番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、次に、報告2として、農業者年金の加入推進について事務局の報告を求めます。

浮田農政管理係長 農業者年金の加入推進について御報告申し上げます。

資料5を御覧ください。

農業者年金の加入推進に関しましては、農業委員会法第6条第1項のその他の法令により権限に属された事項として、農業委員会の必須事務に位置付けられており、農業委員・農地利用最適化推進委員が一体となって取り組んでいただくこととなっております。

御多忙のところ誠に恐縮ですが、農業者の老後生活の安定と福祉の向上のため、地元地域等において認定農業者等への加入の働きかけをお願いします。

添付資料として加入推進リーフレット8ページ版が1部、4ページ版が2部で加入案内時に御利用ください。

また、認定農業者名簿(加入対象者)を今月末の地区部会の時に農業委員さんと推進委員さんにお渡しさせていただきますので、地元地域の認定農業者への加入の働きかけをお願い申しあげるものです。具体的にどのようなことをしていただくかと申しあげますと委員さんが地元の認定農業者の方や新規就農者の方とお話する機会がありましたら加入推進リーフレットをお渡しいただき、このような制度があるということをお知らせください。また、今回のこの依頼とは別に高松市の農林水産課へも主に認定新規就農者を対象に農業者年金の働きかけをしてもらうよう依頼していますので、その様なことから農業者年金に関する問い合わせや話を聞きたいという御相談を受けました場合は、地元のJAか農業委員会事務局へ御案内をいただくようお願い申しあげます。報告は以上です。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成29年度第2回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時54分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員